

自立支援法(国の福祉制度)

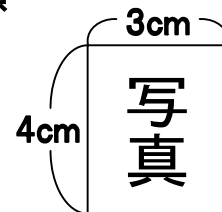
(身体障害者(聴力障害)手帳交付
補聴器費(補聴器) 交付)

必要な書類

病院の書類(病院へお支払い)
診断書一通(手帳交付の為)
意見書一通(補聴器交付の為)

業者・補聴器店(天賞堂)の書類

御本人の用意するもの
顔写真 一枚(証明書用)



ご利用可能な方にはご相談・お手伝い致します。

3週間後位に福祉課より**1回目の手紙**が郵送されます。
(手帳交付のお知らせ)



(本人か家族が手紙とハンコを持参して福祉課で手帳を受け取る。)



2週間～3週間後位に**2回目の手紙**が郵送されます
(補聴器交付及び自費(1割)分の金額のお知らせ)



当社(天賞堂)より連絡致しますので2～3日お待ち下さい。



連絡後、当社(天賞堂)より御本人へ補聴器を交付致します。
御本人は当社(天賞堂)へ補聴器代金(1割負担金額)をお支払
して頂きます。

補聴器交付までの期間は約1ヶ月半～2ヶ月位です。